

# 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録（3日目）

（令和6年3月6日 午前10時40分）

●議長（佐藤武雄）休憩前に引き続き会議を開きます。

通告の2、北村富貴夫議員。

- 1、水田活用直接支払い交付金について
- 2、防災対策について
- 3、高齢者生活支援の助成について

議席番号1番、北村富貴夫議員。

◆1番（北村富貴夫） はい、議席番号1番、北村富貴夫でございます。通告に沿いまして質問させていただきます。よろしくお願いいたします。過去に質問した内容についても再度質問する場合がありますので、今までは検討するというような回答であったものも、その後どのようになったかというようなことも伺います。最初に1月1日に発生した能登半島地震で亡くなられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまにお見舞い申し上げます。町でも姉妹都市であります能登町に支援していますが、今後も支援の継続をと思います。水田活用直接支払い交付金のことです。国は水田活用の直接支払い交付金について、令和4年度から令和8年度までに一度も水張りを行わない農地は令和9年度から交付金の対象にしない旨の方針を決定しました。令和4年度よりこの対象となる水田の要件を厳格したという方針に示されたわけですが、米の需要の減少が進む中、生産を抑制するためにこの転作を促す政策の一環で、収支の補填を、収支の逆転を補填する、そんなようなことを支援者が捉えていました。これまでいろいろ改正がされてきたのですけれども、湛水設備、畦畔等、用水路を有しない農地は交付対象外、5年間で一度も水張りが行われぬ農地は、令和9年度以降は交付対象水田としないと言われていています。そこでいくつかの疑問点が見えてきましたので、質問したいと思います。水張りは水稻作付けによる、確認することが基本とする。ただし、湛水管理を1か月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は水張りを行ったものとみなすと記載されています。水田活用の直接支払い交付金制度は、これまでも見直しされてきましたけれども、令和4年度の見直しではこの水田の要件が厳格され、多くの農家が、交付が受けられなくなっていると聞いています。そして、転作による米の生産縮小ではなく、輸出を含む新規市場を開拓し、生産性の向上を強く促す方向へ舵を切ったことということに示したものであります。特に問題になっているのが、補助金の交付対象となる水田の要件の厳格化です。離農や耕作放棄地の増加につながりかねず、農業者、農業関係者などからは懸念の声が上がっています。再生協議会からは今回の質問の内容が少し記載されたチラシが配布されたようですが、信濃町の農業を守るという観点から、町長の、まず最初に考えをお伺いします。

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) ただいまの北村議員からのご質問にお答えいたします。水田活用を直接支払い交付金に関しましては、国の経営所得安定対策等実施要綱が令和4年度に改正されまして、畑作物の生産が定着している水田、これは畑地化を促す、そしてまた水田機能を維持しながら、麦、大豆、野菜などの畑作物を生産する農地につきましては、水稻、米とのブロックローテーションを促進するという方針が示されたところでございます。これを踏まえまして、令和4年から令和8年度までの間に一度も水張りを行っていない水田ならびに水張りを行った翌年からの5年間に、一度も水張りを行っていない水田については、交付金の対象農地から除外するという取扱いになったところでございます。米の生産、これがメインとなっております信濃町にとって大きな影響があるというふうに認識しておりますけれども、まずは、国のルールに即して、信濃町なりの対応をやっていかなければならないというふうに考えておりますが、ルールが大変細かくなっておりますので、ルールの詳細については担当の産業観光課長から改めて説明させていただきます。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) ルールが大変細かくなっているというのも私も認識しております、なかなか難しいなと思ってみました。その中で担当課長にお伺いします。まずですね、水張りを1か月行えば対象ということとされていますが、それで良いですか。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) 1か月以上の湛水で連作障害が生じないことというようなルールになってございます。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員

◆1番(北村富貴夫) 1か月以上と言っても1か月以上ですから30日というふうに解釈していますが、そちらでまずよろしいですか。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) 1か月なので30日かと思えます。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) 続いてですね、信濃町は黒姫山のおかげで、豊富な水量があります

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

けれども、地域によって違いはあります。その1か月といつからいつとかそういうような考え方はありますか。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) 町内も広くございますし、隣接地の作付けしている作物の具合であるとか、いろいろな様子がございますので、なかなか決まった日から、例えば8月1日から8月31日に一律とか、そういうふうにするのはなかなか難しいのかな、というふうに考えております。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) 実際に転作するということになれば、蕎麦等を作るとすれば6月とか5月とかそういう時期になってしまう。また8月という、もう蕎麦を蒔く、だいたい時期も終わってしまう時期になってくると思うのですがその辺のことは考えていらっしゃるでしょうか。それをお伺いします。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) 作付けする作物もそうなのですが、地域と異なりますか、水利状況によりまして、どうしても水をかけやすい時期にやるとかですね、湛水をしやすい時期とか、そういうものがあるかと思えます。ですので、水利状況等も見ながら、この時期というのはその年の状況に応じて、気象状況等にも応じて考えていかなければいけないのかなと思えます。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) はい、それではまず水を張ってあるかどうかというような確認、その確認はどのようにやっていくのでしょうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) はい、水張りの確認方法ですけども、町の再生協議会におきまして、従来どおり作付けの確認、それから営農管理が行われているか等ですね、確認とも合わせて、時期的なものちょっとわからないんですけども、再生協議会の方で確認を行う予定でございます。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

◆1番(北村富貴夫) 再生協議会でやるというようなことは、実際、再生協議会の委員はそんなにいるわけではありませんので、町の職員も一緒になってやるということによるのでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) はい、町も参画しておりますので、町の職員も参加いたします。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) 実際に再生協議会の役員といってもなかなか忙しいので、町の方にお願いするようになるのかということも考えなければいけないと思います。それから、どのような状態なら水張りともみなののでしょうか。実際に水を入れると、田んぼだって水がなくなってしまうことまで、ずっと、ある程度何センチなどと言っても、なかなか難しいと思うのですが、その辺についてはどのように考えているのかお伺いします。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) はい、雨水とか雪溶け水などの、一時的な湛水とは除外する。それで、圃場全体ではなく部分的な湛水も認めないということになってございます。今回の水張りにつきましては基本的に水稻の作付けにより確認することとされているようなことから、水稻の作付けの場合と同等の湛水管理を行っていただくというようなことになってございます。ただしですね、代掻きにつきましては必須ではないというようなことになってございますので、一つには、圃場全体に水をためる、それから用水路等からの水を入れて湛水する、それから、三つ目は雨水、雪溶け水などの一時的な湛水や部分的な湛水は認めない、先ほど申しました代掻きについては必須ではないというような、そのような整理になるかと思えます。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) はい、今の答弁の中で、代掻きについては特に制限がないというような話でしたので、例えばですね、雪溶け水がそのまま溶けて、今年はこの田んぼを作りませんって言ったときに、4月は1か月間と雪溶け水はずっと溜まっていますよね、そういうような場合に該当するということでもいいのでしょうか、水張りともみなののでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

■産業観光課長(佐藤巳希夫) 原則はですね、用水路等から水を入れるというふうなものになっています。雪溶け水で1か月間湛水ができるかどうかというのは、圃場状況、水はけとかの状況によるので、そういう田んぼも、もしかしたらあるかもしれませんがけれども、それはちょっと難しいのかなと思います。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) はい、今の答弁でも実際には難しいかもしれませんが、多少はですね、用水路から水を入れれば、そういうことが可能になってくるのではないかなと思いますので、これは水張りに該当するのではないかなと思います。それはぜひそのように該当するにしていただければと思います。それから先ほど町長の答弁にありました、畑化の支援、団地化要件、そのようなことについてはどのようなことを考えているのかお伺いします。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) はい、畑地化支援につきましては、水田を畑地化してですね、販売の目的として、トウモロコシ等を含む野菜、果樹などの高収益作物、それから大豆、そばなどの高収益作物以外の畑作物の定着化に取り組む農家を支援するものでございます。団地化の要件につきましてはですね、当該年度において畑地化を検討している農地で、過去4年以上連続して水稻以外の作物が作付けされている農地が対象でございまして、面積要件につきましては、国の定めが今のところないものでございます。この辺、地域の実情に応じてということになっておりますので、町の農業再生協議会の方で判断していくようになるかと思っております。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) まだ国の定めがないということなので、今後そういう問題も出てくるのでしっかりと対応していただきたい。その中で実際に水張りしてしまうと、例えば、そうは作るとすれば時期によっては水が引けるまで時間がかかる、日数がかかるそのようなケースも考えられます。それから、そういうケースも災害復旧で基盤整備などの事業を行われた農地についても、いろいろと難しいというケースも考えられるのですが、こういう5年間も水張りが行われなくても交付対象とするというような例外規定が設けられるというようなことも言われていますけれども、その後どのようにになっているかお伺いしたいと思います。

●議長(佐藤武雄) 佐藤産業観光課長。

■産業観光課長(佐藤巳希夫) 今のところ例外規定ではですね、圃場整備等をしていて



## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

水を張れないであるとか、災害復旧で水張りができないというようなことは例外規定にあがっているものです。これから2年間の間にまた追加等もあるのかどうか、ちょっと分かりませんが、今のところ2つが概要とするということでございます。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) 災害復旧とか圃場整備ですね、そういう農地というのは5年以上、実際に経つことはあり得ると思っていますので、今後まだ細かいこともいろいろあると思うのですが、今後いろいろとお伺いしていきたいと思っています。この信濃町の農民を守っていくという観点からも、しっかりと対応を行って農業の発展、尽力をお願いしたいと思います。続いてですね、実際に能登半島地震で信濃町でも被災された方もいらっしゃるって、地震は大変怖いものと痛感しています。過去にも、この信濃町にもいろいろな、平成7年の水害等もありましたし、そういう災害がありました。今回の地震でその教訓等は生かされているのかどうか。その辺について、まず最初にお伺いします。

●議長(佐藤武雄) 松木総務課長。

■総務課長(松木和幸) はい、過去の地震で当町の被害が大きかった地震としますと、平成26年11月の神城断層地震です。当町では震度5強を観測いたしまして、町内で負傷者、また公共施設を含む建物の亀裂、窓ガラスが割れるなどの被害が発生し、公共道路や農地等にも複数被害が発生したところでございます。過去の主要な災害の記録というのは、町の防災計画に記載をしておるところでございます。また、今回1月1日の地震、令和6年能登半島地震では、発生直後から町職員また消防団も含めて3日間をかけて町内をパトロールまた被害状況を把握、また民生委員さんをお願いする中で一人暮らし老人の皆さん等の安否を確認させていただいたところでございます。被害が大きかった地域、これが神城断層地震の場所と似ている場所がありました。こういう地域があるということが分かりましたので、この経験を踏まえまして、現在被害箇所を地図へ落とす作業を進めておるところでございます。そういうことを職員または消防団員等に周知をして情報共有をしていきたいと思っています。今その作業を進めているところでございます。あと、もう一点、地震発生直後に、防災無線での呼びかけ内容、また確認すべき箇所というものを、職員に配布しています災害対応マニュアル、そこへ記載してまいりたいというふうに考えておるところであります。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) 今回の地震で被災されて、いろいろとお話を聞く中では、だいぶこの地震が教訓になっているのではないかなというふうに、今思いました。この教訓はしっかり活かすというのは大変重要なことで、特にマニュアルを改定していく、そういう

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録（3日目）

ものはいろいろな地区に分かるようお願いしたいなと思います。それから、トイレ問題が、被災地で大きな問題になったと思いますが、下水施設等の耐震は大丈夫ということを担当課長に伺いました。今回は備蓄食料についてお伺いします。まず備蓄食料の確保とか管理について、そこについてはどのようになっているかお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

■総務課長（松木和幸） 備蓄食料につきましては、指定避難所4か所と役場に備蓄管理をしております。また、自主防災組織の皆様にも備蓄食料等他のものも含めてお渡しして管理をいただいているところでございます。備蓄食料に限定すると、ご飯とか粥とかいろいろなものがございまして、水等、バリエーションをそろえて、またアレルゲンフリー、そういうものにも配慮をしているところでございます。また、羊かんとかクラッカー、この栄養価の高いおやつも備蓄をしております。本年1月4日と2月9日に姉妹都市である能登町へ備蓄食料をお届けさせていただきました。そこでお話を聞くと、避難生活中は炭水化物中心の物資が多く届けられるということで、おかずや主食以外の食べ物も欲しくなっているというお話も聞いております。こういうお話を聞きましたので、こういう情報を参考にする中で、今後また充実をさせていきたいなというふうに思っておるところでございます。備蓄の基準というのが、防災計画の方にも載っておるのですが、人口の5パーセントの3日分以上備蓄するということになっておりますので、それになるよう、うちの方で今、貯めてはあるのですが、今回、能登町さんの方に約半分ぐらい一気に持って行ってしまったので、またこれから買う予定でおります。それと応援協定も結んでおまして、生活共同組合コープながのさんと、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定を結んでおまして、災害時には必要な関連物資を協力いただけるよう応援協定等を結んでおるところでございます。また、食料等以外ですと、機材等もまた違うところへお願いしたり、町内の土木作業の事業者さんとも協定を結ぶ中でやっておるところでございます。以上です。

●議長（佐藤武雄） 北村議員。

◆1番（北村富貴夫） 備蓄食料については、だいぶいろいろと検討されているなというのはわかりました。今回、能登町へもだいぶ持っていたということですが、たまたまですね、期限とかが、備蓄食料はどうしても期限がありますので、こういうものの期限切れが実際に起きるのではないかと。たまたま今回はその能登町へ持って行ったことによって、その期限の、ある意味古いものは持っていかれたのかな、なんて思ったのですけれども、今後ですね、こういうことも考えられるのですが、そのような食料の処分についてはどのようにやっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤武雄） 松木総務課長。

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

■総務課長(松木和幸) はい、備蓄食料の期限切れなのですが、期限切れがないように配慮しておるところでございます。今まで総合防災訓練等した場合、避難していただいている住民の皆さん、訓練に参加していただいた皆さんに、この食料をお渡しして、実際どういうものなのかを食べていただくということでお渡しをしておりました。ただこの2,3年コロナ禍で、この避難訓練ができなかったものですから、その間は若干、期限切れが発生してしまって、それは申し訳ないのですが、焼却処分もさせていただいたところ。ただ水の場合、期限が切れても生活用飲料に使えますので、それは切れても残してあるという状況になっております。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) 今のお話ですと、防災訓練等に期限切れの処分、食料の処分をしていると、物資の処分をしているということです。もう一つお伺いしたいのが、耐震基準についてのお伺い。これはどうなっているのかなと思っていまして、報道では長野県は今度150万円の耐震改修補助を予算に盛り込むと、そして対策を強化していくというようなことが、報道がありました。これ、町のホームページを見てみると、耐震改修に要する費用が2分の1、補助限度額は100万円というようなことになっています。まず、最初にこの補助金を活用している方、町は、実際どのくらいあったのでしょうか、お伺いします。

●議長(佐藤武雄) 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長(柄澤 豊) 件数をお答えする前に若干耐震診断、それから耐震改修事業の制度概要を説明させていただきますが、まず、昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、木造在来工法、それまでの個人所有一戸建ての住宅になりますが、ご希望いただければ個人負担なしで耐震診断を行います。町から派遣した診断士が耐震診断を行い、総合判定の結果、基準値を下回り、耐震改修をすれば一定の基準値以上に強度が増す住宅であれば、耐震改修補助の対象になるものでございます。耐震改修工事の現状の補助概要につきましては議員おっしゃるとおり、工事の2分の1で補助限度額が100万円になります。補助金100万円につきましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合で対象者に補助する制度でございます。今まで改修補助金を活用された方の件数でございますが、事業が始まりました平成19年度から現在令和5年度、今までの17年間で、現時点まで23件でございます。あと参考でございますが、耐震診断の件数につきましては同じ17年間で347件となっております。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) 答弁の中に、実際に補助金を活用しているのは、この17年間で23件、それから耐震診断については347件という答弁がありました。耐震診断は無料とい



## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

うことなので、こういうものも、もっとPRしたらと思うのですが、実際になかなかホームページまで見たり、広報もたまには載っているのかなと思うのですが、こういうことは、もっとしてもいいのかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長(柄澤 豊) 耐震化事業の案内につきましては、ホームページへの掲載と、毎年4月に各ご家庭に配布しています、住宅リフォーム支援事業募集チラシの中に、この耐震化の支援事業の内容も記載し周知を行っているところでございます。能登半島地震により関心も高まっておりますので、今後、広報等も活用してPRを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) 補助限度額については、県が予算化して150万ということですが、これについては、町としての考えは町長にお伺いしてもよろしいですか。

●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) 先般ですね、県の新年度予算の中で、従来まで100万円であった補助について150万円にするということですが、まだ県議会で議決がなされていないというような段階でありまして、そしてまた、50万円の上乗せが、県独自のものなのか、あるいは国との調整がもう済んでいるのか、その辺の詳細が、現時点でちょっと不明な点もございます。近々のうちに県の方から説明をするというような話も聞いておりますけれども、具体的な内容については、柄澤建設水道課長のほうから申し上げたいかと思えます。私のほうは、そこまでは承知しているということでもあります。

●議長(佐藤武雄) 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長(柄澤 豊) はい、今の町長の答弁と重複すると思えますけれども、誤解があるといけませんので、説明をさせていただきますが、2月2日の新聞報道でしたが、能登半島地震を受けて、県がこの耐震改修補助を上限100万円から150万円に引き上げることがわかったという記事が掲載されました。その時点で市町村に対して県からそのような通知、情報等の連絡はございませんでした。県においても、議会承認を得ないと市町村に通知することもできないであったらうし、仮にその上限の引き上げを決めたとしても、今ほど町長が申したとおり、県が単独で差額の50万円を引き上げるのか、それとも県が国に交渉して補助率を上げて、町の負担している分4分の1の額も引き上がるのか、その内容はこの時点でははっきりわかりませんでした。先月2月の

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

下旬になりますが、県から耐震改修補助拡充に関する説明会を3月15日に開催する旨の通知がありまして、県議会においても説明会前に議決の予定であるということですが、県議会に上程している内容は、従来の社会資本整備交付金を活用しているのですが、その補助に加え、所有者負担分について県が単費により、50万円を限度に補填する内容ということですが、極力、市町村の負担増にならないよう考えていますということですが、詳細は3月15日に説明がありますので、説明を受けた後、町要綱改正であるとか、負担増があるとすれば補正予算をお願いするなど対応しなければならないだろうというふうに考えているところでございます。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) ちょっと報道の方が早く出たということかもしれませんが、3月15日に説明会があるようですので、その内容によって、ぜひ今後も検討していただければと思います。そこでですね、まず、実際に町の一般住宅、昭和56年5月31日以前、こういうものは、耐震化率は実際にはどのくらいになっているかというのは把握されているのでしょうか。

●議長(佐藤武雄) 柄澤建設水道課長。

■建設水道課長(柄澤 豊) 耐震化率につきましては、信濃町耐震改修促進計画令和3年4月版がございまして、令和2年時点での調査データ、数値でございます。町全体で住宅総数3181戸に対して耐震性を満たすものが2278戸、率にして耐震化率71.6パーセントでございます。基本的に、昭和56年以降に建てられた住宅につきましては、耐震性が満たされているという考えでございまして、昭和56年5月31日以前、昭和55年以前に建築された住宅のデータにつきましては、総数1357戸で、うち診断の結果耐震上支障がないものと、耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの合わせて454戸、昭和55年以前のものだけで計算した率にして耐震化率33.5パーセントになります。残りの903戸は耐震性が不十分なものということになります。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) ただいまの答弁では大変厳しい数字が見えているような気がします。この150万でいいかどうかという話も、補助限度額が、そういう話にもなりかねないような話だと思っています。それから、県はこの目標について92パーセントというような報道がありました。国は、つい先日のニュースを見ていましたら、2030年までに耐震化率を100パーセント、それはできるかどうかわかりませんが、100パーセントという目標としています。これについても、町としてもどんなような目標を立てているか、その辺、町長にお伺いしたいと思います。

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

●議長(佐藤武雄) 鈴木町長。

■町長(鈴木文雄) 耐震化率の目標でございますが、現時点で具体的な水準は持ち合わせておりませんが、高いに越したことはないということでもありますので、補助制度等も活用する中で、耐震化率を高めるような方向に、町民の皆さんに向けてもらえるように町として対応してまいりたいと思います。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) 町としてもしっかりとした対策というようなことで、災害が発生しても被害を最小限に食い止める、こういうことが大変重要などころではないかなと思います。続いての質問に移ります。今回は高齢者の生活援助支援についてです。いろいろとあるのですけれども、屋根の除雪とか除草作業とか、ふすまの張り替えとかですね。それから、屋内の整理とか修理とかいろいろなものがあります。そういう経費もかかる場合もありますけれども、本当に困っている世帯、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な一人暮らしの高齢者世代を対象に日常生活用具として、こういうようなものの購入費や設置費を、そんなものの一部を助成したらといろいろと考えました。私もだんだん歳をとってきて自分の身に置き換えると、考えさせられることがあります。火の消し忘れですね。調理をしていて、電話等で目を離す、そのまま火をつけたままから火災になる場合もあり、大変危険であり、はっとさせられることもあります。記憶に新しいといいますか、もう8年も前ですけども2016年12月に糸魚川の大きな火災がありました。4ヘクタール消失して出火元は火の消し忘れだと、被害総額は10億円を超えたと概要に記載されていました。この教訓とは言いませんけれども、地震等が発生したときに、火の消し忘れがないように、ガス等から自動消火ができる器具等に変更した場合、先ほど申し上げた方々に助成等もと思いますから、町の考えをお伺いします。

●議長(佐藤武雄) 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長(佐藤宏幸) 高齢者世帯また、福祉施策の面から住民福祉課のほうでお答えさせていただきます。高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、介護保険事業や各種高齢者施策を実施させているところでございます。今回北村議員様からご提案いただきました、助成制度の創立もその一つであり、防災意識の向上と防火等の観点から、心身機能の低下が生じた高齢者世帯が安心して生活できるよう支援をとのお考えだというふうに思います。先立ちまして先進事例のほうを調べたところ、近隣でも助成制度を設けているところを確認いたしました。その中では火災報知器や、電磁調理器等の購入する高齢者世帯を対象に、所得に応じて費用負担の一部を給付する内容でございました。当町におきましても、先進事例等を参考にする中、創設につきまして検討のほうをしてまいりたいと思いますが、残念ながら現時点では、対象となる国県等の補助制度が見当たりませんので、まずは財源確保の観

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録(3日目)

点から進めて行ければというふうに考えております。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) 財源確保というのは大変厳しいなと考えながらいますが、先進事例もありますので、今後はぜひその辺について検討していただきたい。今ですね、おりしも全国火災予防運動週間中です。消防団の皆さんが昼夜を問わず警戒を行っており、敬意を称する次第です。私たちも火災の発生には気をつけなければなりません、気になるのは火災を知らせる仕組みです。実際に先ほど、答弁の中に火災報知器の話が出ましたけれどもこれ、町中の世帯にすべて取り付けられているのでしょうか。その辺についても伺いしたいと思います。

●議長(佐藤武雄) 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長(佐藤宏幸) 火災報知器、いわゆる警報器の設置につきましては、消防法の定めにおきまして、新築にあつては平成18年から、既存住宅については平成23年から完全に義務化されたところでございます。今回の火災報知器の設置にあたりまして、消防担当者及び消防署の方に確認を取ったのですけれども、そういったデータの把握をしていないといったような回答でございました。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

◆1番(北村富貴夫) なかなかそういうデータというのはないかもしれません。新しい住宅になれば、こういうものも取り付けるようになりましたので、先ほど耐震化の話が出ましたけれども、そういうお家庭の中には取り付けしていない家庭もあるのではないかと思います。そういう中で、こういう火災報知器の設置費用、こういう助成についても検討したらと思っております。この辺について先ほどちょっと答弁がありました、重複になるかもしれませんが、もう一度伺いしたいと思います。

●議長(佐藤武雄) 佐藤住民福祉課長。

■住民福祉課長(佐藤宏幸) 若干重複する面もございますけれども、今回の助成を創設することで、防災意識を高めるきっかけとして、また身体財産を守る意味においても、有意義であるということは十分理解できます。心身機能の低下により、日常生活に不安を抱える方への支援として、福祉施策の中の一つとして検討させていただければというふうに思います。以上です。

●議長(佐藤武雄) 北村議員。

## 令和6年第422回信濃町議会定例会3月会議 会議録（3日目）

---

- ◆1番（北村富貴夫） 本当に困っている世帯、そういう方には、しっかりと言う福祉施策というものをやっていかなければならないと思っていますので、しっかりと助成をしていくべきだと思います。以上で、私の一般質問を終わります。
  
- 議長（佐藤武雄） 以上で北村富貴夫議員の一般質問を終わります。この際に申し上げます。昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（終了 午前11時23分）